

○国立大学法人筑波技術大学独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する取扱規程

〔平成30年2月28日〕
規程第9号

最終改正 令和2年2月13日規程第4号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 独立行政法人等非識別加工情報の提供（第3条－第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学個人情報保護規則（平成17年10月3日規則第3号。以下「法人規則」という。）第44条の2第4項の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）における独立行政法人等非識別加工情報の提供に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 本学における独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集、提案、作成、審査及び提供に関し必要な事項については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及び法第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号。以下「保護委員会規則」という。）その他関係法令の定めるもののほか、法人規則及びこの規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、規則第2条のほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者 独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 国の機関

ロ 独立行政法人等

ハ 地方公共団体

ニ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

第2章 独立行政法人等非識別加工情報の提供

（提案の募集）

第3条 本学は、保護委員会規則第3条で定めるところにより、定期的に、法第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルについて、次条の提案を募集するものとする。

（事業に関する提案）

第4条 前条の規定による募集に応じて、独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、別記様式1及び別記様式2を提出することにより、当該事業に関する提案をすることができる。

(欠格事由)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の提案をすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により前条の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
- (3) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 法第44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10条に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (7) 法人その他の団体であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの（提案の審査等）

第6条 本学は、第4条の提案があつたときは、当該提案が法第44条の7第1項各号の基準（以下「基準」という。）に適合するかどうかを審査する。

- 2 本学は、前項の規定により基準に適合する旨の決定を行ったときは、別記様式3に、別記様式4の契約の締結の申込みに係る書類を添えて、当該提案をした者にその結果等を通知するものとする。
- 3 本学は、第1項の規定により基準に適合しない旨の決定を行ったときは、別記様式5により、当該提案をした者にその結果等を通知するものとする。

(意見書提出の機会の付与等)

第7条 本学は、法第44条の8に基づき当該第三者に意見の提出の機会を与える場合は、別記様式6により通知し、別記様式7により意見を聴取するものとする。

(契約の締結)

第8条 第6条第2項の通知を受けた者は、法第44条の9の規定により、本学との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成)

第9条 独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、法第44条の10に基づき当該保有個人情報を加工しなければならない。

- 2 前項の規定は、本学から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報ファイル簿への記載)

第10条 独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、法第44条の11の規定により、当該非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に法第44条の11各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第11条 法第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に独立行政法人等非識別加工情報に関する事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第8条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第4条から第6条及び第8条の規定は、前項の提案について準用する。

(手数料)

第12条 第8条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額を納めなければならない。

- (1) 第7条の規定により意見書の提出の機会を与える第三者1人につき210円(当該機会を与える場合に限る。)
- (2) 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (3) 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 第11条第2項の規定により準用する第8条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を納めなければならない。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 第8条の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 第8条(第11条第2項において第8条の規定を準用する場合を含む。)の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

3 前項の手数料の納入は、銀行振込によるものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第13条 本学は、第8条(第11条第2項において第8条の規定を準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき
- (2) 第5条の各号のいずれかに該当することとなったとき
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、独立行政法人等非識別加工情報の提供に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年2月28日から施行し、同年2月23日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年2月13日から施行し、同年2月1日から適用する。